

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具

1 用語の定義

この章及び第5章において用いる用語の定義は、次による。

- ア 「消火器」とは、水その他消火剤（以下この項において「消火剤」という。）を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（収納容器（ノズル、ホース、安全栓等を有する容器であって、消火剤が充てんされた本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を収納するものをいう。以下この項において同じ。）に結合させることにより人が操作するものを含み、固定した状態で使用するもの及び政令第41条第5号に規定するエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- イ 「住宅用消火器」とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- ウ 「交換式消火器」とは、本体容器及びこれに附属するキャップ、バルブ、指示圧力計等を一体として交換できる消火器であって、収納容器に結合させることにより人が操作して消火を行うものをいう。
- エ 「水消火器」とは、水（消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第28号。以下「消火薬剤規格省令」という。）第8条に規定する浸潤剤等（以下この項において「浸潤剤等」という。）を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- オ 「酸アルカリ消火器」とは、消火薬剤規格省令第2条に規定する酸アルカリ消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- カ 「強化液消火器」とは、消火薬剤規格省令第3条に規定する強化液消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- キ 「泡消火器」とは、消火薬剤規格省令第4条に規定する泡消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- ク 「ハロゲン化物消火器」とは、消火薬剤規格省令第5条及び第6条に規定するハロゲン化物消火薬剤を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- ケ 「二酸化炭素消火器」とは、液化二酸化炭素を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- コ 「粉末消火器」とは、消火薬剤規格省令第7条に規定する粉末消火薬剤（浸潤剤等を混和し、又は添加したものを含む。）を圧力により放射して消火を行う消火器をいう。
- サ 「加圧式の消火器」とは、加圧用ガス容器の作動、化学反応又は手動ポンプの操作により生ずる圧力により消火剤を放射するものをいう。
- シ 「蓄圧式の消火器」とは、消火器の本体容器内の圧縮された空気、窒素ガス等の圧力又は消火器に充てんされた消火剤の圧力により消火剤を放射するものをいう。
- ス 「A火災」とは、セに掲げるB火災以外の火災をいう。
- セ 「B火災」とは、法別表第1に掲げる第4類の危険物並びに危政令別表第4に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類に係るものの火災をいう。
- ソ 「能力単位の数値」とは、消火器にあっては消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第3条又は第4条に定める方法により測定した能力単位の数値、水バケツにあっては容量8ℓ以上のもの3個を1単位として算定した消火能力を示す数値、水槽にあっては容量8ℓ以上の消火専用バケツ3個以上を有する容量80ℓ以上のもの1個を1.5単位又は容量8ℓ以上の消火専用バケツ6個以上を有する容量190ℓ以上のもの1個を2.5単位として算定した消火能力を示す数値、乾燥砂にあってはスコップを有する50ℓ以上のもの一塊を0.5単位として算定した消火能力を示す数値、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあってはスコップを有する160ℓ以上のもの一塊を1単位として算定した消火能力を示す数値をいう。

2 防火上有効な措置

政令第10条第1項第1号ロに規定する「防火上有効な措置として総務省令で定める措置」とは、省令第5条の2の規定によるほか、次によること。

- (1) 立ち消え安全装置は、当該措置に該当しないこと。

(2) 危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する措置とは、過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいうこと。

(3) グリルに設けられた機能で次に掲げるものについては、当該措置に該当すること。

- ア グリル過熱防止機能
- イ グリル消し忘れ消火機能
- ウ 炎あふれ防止機能

3 消火器具の種類等

消火器具の種類等は、政令第10条第2項第1号の規定によるほか、次によること。

(1) 設置する消火器具の種類は、原則として粉末（ABC）消火器10型とすること。▲

ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水（潤滑剤等入りを含む。）その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。

(2) 設置する消火器の構造は、努めて蓄圧式の消火器とすること。▲

4 設置場所

消火器の設置場所は、政令第10条第1項及び第2項並びに省令第6条第6項及び第9条第1号から第3号までの規定によるほか、次によること。

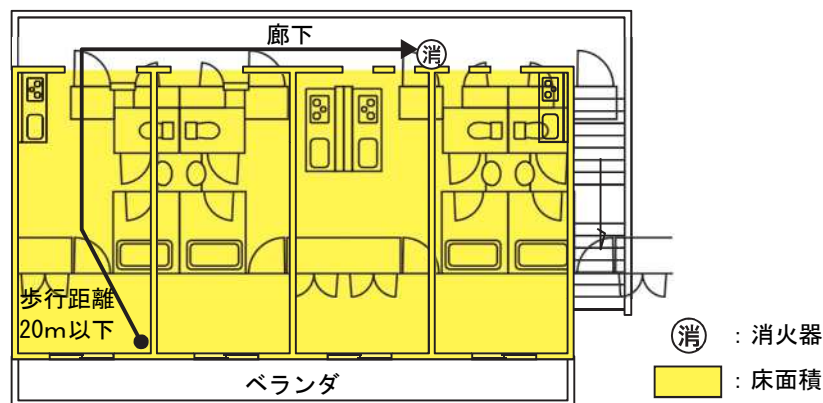
(1) 政令第10条第1項第4号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第2条第1号で建築物から除かれている施設（貯蔵槽等）も含まれるものであること。

(2) 政令第10条第2項第2号に規定する「通行又は避難に支障がなく」は、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒したり、又は避難の際に邪魔になるようなことのないよう人の目に触れやすい通路の端又は壁面に設置すること。●

(3) 政令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」は、消火器全体が、床面からの高さを1.5m以下とし、廊下、通路又は室の出入口付近に設置すること。●

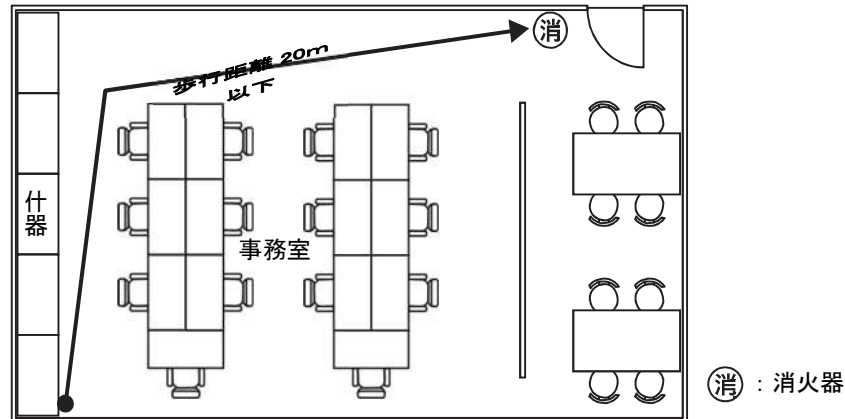
(4) 省令第6条第6項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算出されない部分は含める必要はないこと。（第1-1図参照）

（例1）政令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物



【第1-1図】

- (5) 省令第6条第6項に規定する「歩行距離が20m以下」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他歩行に障害となる物件（床に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物件を避け、実際に歩行が可能な部分の動線により測定すること。また、一概に廊下の中心線で求める必要はないこと。（第1-2図参照）



【第1-2図】

- (6) 省令第9条第2号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。
- ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所
 - イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
- (7) 消火器は、できるだけ通風がよく、次に掲げる場所を避けて設置すること。●
- ア ガスコンロ、暖房器具等の熱又は直射日光の当たる場所
 - イ 風呂場、洗濯場その他頻繁に水を使用する場所等湿気の多い場所
 - ウ 雨水のかかる場所
- なお、やむを得ず、屋外に消火器を設置する場合は、格納箱に収納するなど、保護のための有効な措置を講ずること。●
- (8) メゾネットの共同住宅その他2階層以上で一の住戸になっているもので、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認められるものにあっては、能力単位の数値が満足するものに限り、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が20m以下となる場合は、当該階に設置しないことができる。
- (9) 共同住宅で、次のすべてに該当する場合は、パイプシャフト等内に設置することができる。
- ア 消火器の標識をパイプシャフト等の扉の前面に設けること。
 - イ 消火器を容易に取り出すことができるスペースを有すること。
 - ウ パイプシャフト等の扉が常時開放可能な状態であること。
- (10) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が20mを超える場合は、能力単位の数値が満足するものに限り、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に設置することができる。

5 能力単位の数値

能力単位の数値は、省令第6条第1項から第3項まで及び第5項並びに第8条の規定によるほか、次によること。

- (1) 省令第6条第1項から第3項まで及び第5項の規定による能力単位の数値の算定については、1未満の端数がある場合は、切り上げるものとする。▲
- (2) 省令第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合には、第1-1表の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定すること。

【第1-1表】

対象物の区分		消火器の能力単位の数値
1	政令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対する能力単位の数値

- (3) 省令第8条第1項及び第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができることとされているが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

6 付加設置

政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に、省令第6条第3項から第5項までに規定する少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分並びに変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある部分及び鍛造所、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所に設ける消火器は、次によること。

(1) 少量危険物及び指定可燃物

省令第6条第3項の規定により、少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、原則として粉末（ABC）消火器10型とすること（少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含むもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質を除く。）。▲

(2) 電気設備

省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kW以下のもの並びに柱上及び道路上に設けるものを除く。）

イ 急速充電設備（全出力50kW以下のものを除く。）

ウ 燃料電池発電設備（条例第9条の2第2項及び第4項に規定するものを除く。）

エ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第13条第4項に規定するものを除く。）

オ 蓄電池設備（蓄電池容量が20kWhを超えるもの）

(3) 火気を使用する場所

省令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいうものであること。

ア 熱風炉

イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

ウ ア、イに掲げるもののほか、据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）

エ 厨房設備（個人の住居に設けるものを除く。）

オ 入力70kW以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

カ ボイラー又は入力70kW以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）

キ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

ケ 入力70kW以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

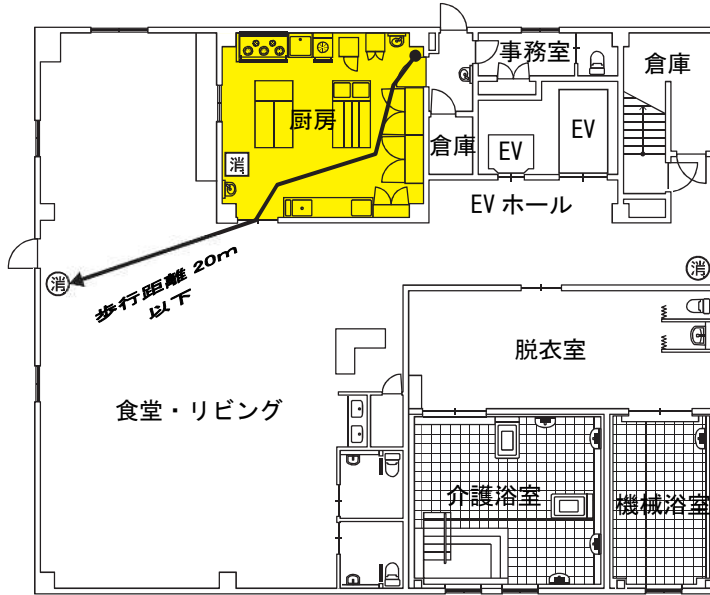
コ 火花を生ずる設備

サ 放電加工機

(4) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。

ただし、政令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に設置された消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあつては、1個以上とすることができる。（第1-6図参照）

(例2) 政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物(火気を使用する設備が設けられた場所)



(防火対象物の規模)

用途	(6)項口
延べ面積	2,100 m ²
能力単位の 数値	$2,100 \text{ m}^2 \div 100 = 21$ $A \geq 21$

(火気を使用する設備が設けられた場所)

用途	厨房設備
床面積	36 m ²
能力単位の 数値	$36 \text{ m}^2 \div 25 = 1.44$ $A \geq 2$

① 消：能力単位の数値がA火災に適應するものにあつては3、B火災に適應するものにあつては7有する粉末(ABC)消火器

② 消：能力単位の数値がA火災に適應するものにあつては1、B火災に適應するものにあつては1有する噴霧ノズルを付けた強化液消火器



厨房に設置された強化液消火器1個及び防火対象物用として食堂に設置された粉末消火器1個により、火気を使用する設備が設けられた場所の能力単位の数値(2以上必要)及び消火器に至る歩行距離を満足することから、厨房に消火器2個を設置する必要はないものとして取り扱うことができる。ただし、設置される消火器の能力単位の数値の合計が、防火対象物及び付加設置部分に必要とされる能力単位の数値を満足する場合に限る。

【第1-6図】

(5) 政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物の屋外において、(2)又は(3)アからウ若しくはケに掲げる設備が設置されている場合は、当該設備のある場所の各部分から、一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように設置すること。▲

7 標識

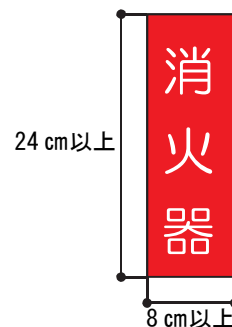
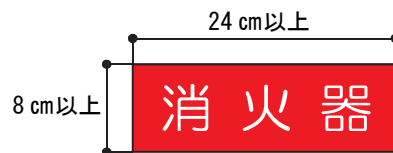
省令第9条第4号に規定する標識は、次によること。●(第1-8図参照)

ア 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。

イ 地を赤色、文字を白色とすること。

〔標識の大きさ〕

地：赤色
文字：白色



【第1-8図】

8 大型消火器

省令第7条に規定する大型消火器（能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては10以上、B火災に適応するものにあつては20以上有する消火器をいう。以下同じ。）は、次によること。

- (1) 省令第7条第1項の規定とは、危政令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物に対して大型消火器を設け、かつ、省令第6条の規定による消火器具を設置させることをいうものであること。
- (2) 省令第7条第2項の規定には、消火器の能力単位の数値を減少した数値とすることができることとされているが、省令第6条第6項に規定される歩行距離が緩和されるものではないこと。

9 簡易消火用具

簡易消火用具（水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。以下同じ。）は、次によること。

(1) 材質等

水バケツ及び消火専用バケツの容量は8ℓ以上10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないものであること。●

(2) 設置場所

ア 省令第6条第1項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ3個の集団をもって1単位として算定していることから、設置する箇所ごとに、水バケツ3個をまとめて設置すること。

イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。

ウ 省令第9条第2号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」には、次に掲げる場所が該当するものであること。

- (ア) 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのある場所
- (イ) 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては、雨水等がかかる場所